

取引・証明に該当する具体的事例（計量器の検査が必要です）

◆取引における計量・・・「有償・無償であるを問わず、業務上の行為として、計量の結果により商品のやり取りをする場合」

業種	使用例
スーパー、百貨店、食料品店、生協、青果物、精肉店、鮮魚店、米屋、製粉等	商品の重さを表記した商品の売買に使用するはかり
スーパーマーケット、生協等 (施設出入口付近に設置)	故紙を質量で計量し、その質量をポイント等に換算し、取引を行うために使用するはかり
病院（動物病院を含む）、医院、調剤薬局等	処方せんによる薬の調剤用に使用するはかり
学校、幼稚園、保育園、給食センター、その他公的機関等	食材等を納入業者と直接売買するときに使用するはかり
運送業、宅配便、コンビニエンスストア等	宅配便等の運送料金特定に使用するはかり
質店、貴金属店等	貴金属の質量取引に使用するはかり
食品・製品等製造業、工場、加工所等	食品（製品）の内容量表記、計量販売等・原材料等の売買、製品の販売出荷のために使用するはかり
農協（農業）、漁協（漁業）	農産物、水産物の売買、入出荷の際に使用するはかり
観光農園、果樹園、直売所等	<ul style="list-style-type: none"> ・料金算定や量目表記のために使用するはかり ・農家が農協を通さず直接売買に使用するはかり
故紙回収業、飼・肥料・砂利等販売業、産業廃棄物事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・飼・肥料、リサイクル品等の売買の計量に使用するはかり ・故紙、廃品、産廃物等の処分料決定に使用するはかり

◆証明における計量・・・「公にまたは業務上他人に、計量の結果を表明する場合」

業種	使用例
故紙回収業、飼・肥料・砂利等販売業、産業廃棄物事業者等	産業廃棄物等の処分量を公的機関等に報告・届出するために使用するはかり
病院（動物病院を含む）、保健所（保健センター）、産婦人科医院、社会福祉施設、学校、幼稚園、保育所等	体重測定に使用され、その結果が健康診断書、新生児の体重及び成長過程における記録、妊娠の定期健診等に記載され、通知・報告するために使用するはかり